

発 信 者	地 域 部 長	発 信 年 月 日	4 . 9 . 3 0
宛 先	所 属 長	担 当 課	通 信 指 令 課

長野県警察における110番映像通報システム運用管理細則の制定について

110番映像通報システムの運用について、「長野県警察における110番映像通報システム運用管理要領の制定について」（令和4年9月30日付け）に基づき、別添のとおり「長野県警察における110番映像通報システム運用管理細則」を定め、同システムの効果的かつ適正な運用管理を図ること。

別添

長野県警察における110番映像通報システム運用管理細則

第1 目的

この細則は、「長野県警察における110番映像通報システム運用管理要領」（令和4年9月30日付け）に基づき、110番映像通報システム（以下「本システム」という。）の運用管理に関し、必要な細目的事項を定めることにより、本システムの効率的かつ適正な運用管理を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この細則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるほか、要領における用語の例による。

1 認証情報

ユーザID、生体情報及びパスワードをいう。

2 生体情報

ユーザIDと組み合わせて用いる利用者の指紋の特徴に関する情報をいう。

3 ワンタイムURL

受理端末から通報者が用いているスマートフォン又はタブレット端末（以下「スマートフォン等」という。）の電話番号又はメールアドレス宛てに、SMS（ショート・メッセージ・サービス）又は電子メールにて通知する、限られた回数かつ限られた時間のみ本システムに接続することが可能となる接続制限付きURLをいう。

4 アクセスコード

本システムへのアクセスを認証するために入力する文字列をいう。

5 職員用URL

警察職員が、本システムにアクセスするために用いるURLをいう。

第3 認証情報の管理

1 認証情報の登録等

(1) 本部運用管理責任者は、本システムの適正な運用及び管理を行うため、本部運用管理者及び本部受理担当者に係る認証情報の登録等及び必要な権限の付与を行うものとする。

(2) 本部システム管理責任者は、本システムの適切な維持を行うため、本部システム管理者に係る認証情報の登録等及び必要な権限の付与を行うものとする。

2 留意事項

本部運用管理責任者及び本部システム管理責任者は、登録した認証情報を適切に管理するとともに、当該認証情報が不要となった場合には、当該認証情報

を用いて管理端末又は受理端末が使用されないように必要な措置を講じなければならぬ。

第4 映像通報の受理等

1 映像通報の受理手順

- (1) 本部受理担当者は、110番通報等の受理中において、通報者に対し映像通報を求める必要性を認めたときは、当該通報者が映像通報を安全に行うことができる状況にあることを確認しなければならない。

また、通報者がカメラ機能を備えたスマートフォン等を用いていること及び当該スマートフォン等の電話番号が通知されていることを確認すること。

- (2) 本部受理担当者は、通報者に対し映像通報を求めるときは、原則として、事前に本部運用管理者に報告しなければならない。
- (3) 本部受理担当者は、(1)の確認及び(2)の報告を行った上で、通報者が用いているスマートフォン等の電話番号（電話番号を用いることができない場合は、メールアドレス）宛てにワンタイムURLを送信するとともに、アクセスコードを伝え、当該スマートフォン等のカメラ機能の起動を依頼することにより映像通報の受理を開始すること。

なお、ワンタイムURLの送信先電話番号（又はメールアドレス）を入力した後、送信ボタンを押下する前に、入力情報に誤りがないか再度確認するなど、誤送信を防止すること。

2 本部運用管理者による指揮

本部運用管理者は、本部受理担当者が映像通報の受理を適切に行うため、次の事項を指揮しなければならない。

- (1) 通報者が映像通報を安全に行うことができる状況にあることを確認した上で、映像通報を求めること。
- (2) 通報者から次の事項についての任意の同意を得て実施すること。

ア 通報者は、撮影又は送信する映像又は画像に係る著作権を放棄すること。

イ 本システムは、通報者のスマートフォン等のGPS機能を用いて、位置情報を取得すること。

ウ 通報者は、公の場所等の自由に立ち入れる場所において肉眼で見える範囲を撮影するなど、第三者のプライバシーを不当に侵害することがない撮影をすること。

エ 通報者の映像又は画像の送信に係るデータ通信料金は、通報者が負担すること。

3 留意事項

- (1) 本部受理担当者は、通報者からの聴取内容、スマートフォン等の位置情報等と送信を受けた映像又は画像との間に矛盾点がないかを確認するなど、110番通報等の内容の正確な把握に努めること。

- (2) 本部受理担当者は、受理した110番通報等が虚偽通報であると認めた場合、第三者のプライバシーを不当に侵害するなど不適切な方法で撮影された映像が送信されていると認めた場合その他の映像通報の継続が不相当であると認めた場合は、速やかに映像通報を終了すること。

第5 警察職員による映像通報の利用

1 利用手順

- (1) 本部運用管理責任者は、業務上映像通報を行う可能性のある警察職員に対し、事前に職員用QRコードを印字出力した紙片を閲覧させるなどして、映像通報に使用するスマートフォン等に職員用URLを登録させること。
- (2) 映像通報を利用する警察職員は、事前に（事前に連絡するいとまがない場合は、利用後速やかに）本部運用管理者に対し、本システムの利用について報告すること。
- (3) 映像通報を利用する警察職員は、職員用URLを登録したスマートフォン等を用いて職員用URLにアクセスし、アクセスコードを入力して映像通報を開始すること。

2 留意事項

- (1) 警察職員による映像通報については、原則として、初動警察活動に必要な範囲内で行うことができることとする。
- (2) 本部運用管理責任者は、職員用URLを与えられた警察職員に対し、当該職員用URLを適正に管理するよう指導すること。
- (3) 本部運用管理責任者は、職員用URLの流出を認知した場合その他の職員用URLの不適切な利用が見込まれる状況を認知した場合には、速やかに当該職員用URLを破棄しなければならない。

第6 統計情報の取得

本部運用管理者は、受理端末において、本システムで取り扱った事案の統計に係る情報を取得することができる。

第7 障害認知時の措置

本部運用管理者は、障害を認知した場合、本部システム管理者へ連絡すること。連絡を受けた本部システム管理者は、保守委託業者に対し障害内容等を連絡し、復旧措置、機器修理対応等の調整を行うこと。

第8 認証方法等

1 認証方法

管理端末及び受理端末の起動方法は、原則として生体情報によるものとする。ただし、生体情報によることが困難な者の認証を行うときその他警察庁運用管理

責任者又は本部運用管理責任者が必要と認めたときは、パスワードを用いた認証によることができる。

2 留意事項

本部運用管理者、本部受理担当者及び本部システム管理者は、パスワードを適正に管理しなければならない。

第9 映像等ファイルの保存

映像等ファイルを外部記録媒体に保存する場合は、本部運用管理責任者から当該保存についての許可を受けた者が組織で保有する外部記録媒体を用いて行うこととし、「警察における情報セキュリティに関する対策基準」（令和4年4月1日付け）第8の1(2)ウ及び「長野県警察における警察情報システム及び管理対象情報の取扱いについて」（令和4年2月22日付け）の規定に基づき、当該外部記録媒体を適正に管理しなければならない。

第10 教養・訓練

本部運用管理責任者は、本システムの特殊性に鑑み、本システムの運用及び管理に係る全ての警察職員に対し、本システムの利用方法等について必要な教養を行うとともに、適宜必要な訓練を実施しなければならない。